

大野市ツキノワグマ個体数調整捕獲計画

(令和7年4月21日～令和8年3月31日まで)

1 背景および目的

(背景)

大野市は森林面積が県内で最も広く、ブナやミズナラなどが優占する天然林も多く残されていることから、市街地を取り囲む山林内には多くのツキノワグマ（以下、クマという。）が生息していると考えられる。このため堅果類が結実不良となった年（平成16年、平成18年、平成22年、平成26年、令和元年、令和2年）の秋には、クマが大量出没し、人身被害や家屋侵入も多く発生してきた。令和6年度は大量出没年とはならなかったが、市街地に出没する事案が発生するなどクマの生息地拡大とそれに伴う被害の増加が懸念されている。

(目的)

本事業は、福井県第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）に基づき、春季に緩衝地域において銃を用いたクマの捕獲を行い、クマの個体数密度低減を図るとともに人への警戒心を高めさせ、人の生活圏周辺へのクマの出没を抑制することを目的として実施する。また、今後のクマ出没対応に必要な銃によるクマの捕獲技術習得やクマの狩猟技術の伝承も図る。

毎年、秋にかけてクマの出没が増加傾向にあるため、大野地区において人の生活圏から山側に200m程度の範囲を管理強化区域に定め、現時点でクマが出没した地域及び出没が予測される地区において、7月からドラム缶製はこわな（以下、「はこわな」という）を用いた捕獲事業を実施し、クマの市街地への出没抑制を図る。

(注) 第二種特定鳥獣管理計画の目標を踏まえ、当該市町におけるツキノワグマの生息状況（生息数、生息密度、分布、個体数推定、将来予測等）および被害状況（人身被害、家屋侵入等）を勘案して、個体数調整事業によって個体群管理のための捕獲等を強化する必要性があることを簡潔に記載する。

2 個体数調整の実施期間

実施区域名	実施期間
西谷区域、打波区域	令和7年4月～令和8年3月 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和7年4月～令和7年5月、令和8年3月
大野区域	令和7年7月～11月

(注) 原則として1年以内とし、年度をまたいでも構わない。

4 個体数調整の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
西谷区域 打波区域	大野市上打波 大野市嵐 大野市中島	以前から、継続して当該区域で春季銃猟(技術継承を目的としたその他公益上の許可による)や目視調査を行い、多くのクマの生息が確認されている。	・奥越高原県立自然公園 ・平泉寺鳥獣保護区、南六呂師鳥獣保護区、経ヶ岳鳥獣保護区、願教寺鳥獣保護区、亀山鳥獣保護区、真名川ダ

		事業実施期間中、当該区域は冬季閉鎖のため、一般車両の通行が制限されている。	ム鳥獣保護区、笹生川ダム鳥獣保護区、平家平鳥獣保護区、姥ヶ岳鳥獣保護区 ・秋生国有林、本戸国有林他 ・大野市鳥獣害被害防止計画（大野市全域が対象とされ、クマが対象鳥獣とされている）
大野区域	大野地区 下庄地区 乾側地区 小山地区 上庄地区 富田地区 阪谷地区 五箇地区	大野市では、市内全域でクマの目撃情報があり、特に堅果類の実りが不良となった秋には、大量出沒や人身被害も発生している。このため、大野盆地周囲の山林に管理強化区域を設け、人の生活圏周辺に分布するクマの生息数を減少させる	・奥越高原県立自然公園 ・平泉寺鳥獣保護区、南六呂師鳥獣保護区、亀山鳥獣保護区、真名川ダム鳥獣保護区 ・荒島国有林他 ・大野市鳥獣害被害防止計画（大野市全域が対象とされ、クマが対象鳥獣とされている）

- (注) 1 実施区域欄には、実施区域の名称を記載する。
2 住所等欄には、市町村名及び地名を可能な限り詳細に記載する。
3 選定理由欄には、実施区域の地形、被害状況、既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該地域を選定した理由を記載する。
4 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合においては、その名称を記載する。
5 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付すること。

5 個体数調整の目標

実施区域名	目標捕獲頭数
打波区域、西谷区域(春季銃猟)	10 頭
大野区域	5 頭

- (注) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標として、捕獲数等の具体的な数値を記載すること。

6 個体数調整の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
打波区域、西谷区域	銃猟（ライフル銃、散弾銃）	約 8 日
大野区域	わな猟（はこわな） 銃猟（捕獲個体の止めさしに限る）	約 4 か月間 はこわな 4 基程度

(注) 1 捕獲計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔に記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合においては、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載するにとどめるものとする。

2 使用する猟法は、管理強化区域における捕獲の場合は、わな猟（はこわな）とし使用するはこわなの形状（ドラム缶製、パンチングメタル製、鉄骨製）について記載する。春季銃猟の場合は、銃猟とし使用する猟銃の種類（ライフル銃、散弾銃）を記載する。

3 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

② 作業手順

・ 春季銃猟

1 事前調査

事業の受託者は、対象となる場所への地域住民や一般人の立ち入りの状況を把握する。また、目視による調査を行い、クマの生息状況と安全に捕獲できる適地を把握する。

2 安全管理

○地域住民等第三者の安全確保

実施場所は一般車両の通行が制限され、地域住民等の安全確保が図られる区域とする。また、捕獲実施期間及び場所について、関係者への周知を行う。周知は、発注者及び受託者が協議の上、実施者や方法について決定する。

捕獲期間の事前に受託者に安全管理体制の構築を指導する。受託者は、緊急連絡体制の整備を行う。捕獲を実施するときは、要所に注意看板を設置する。

○捕獲従事者の安全確保

受託者は、捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理体制を構築する。捕獲は必ず複数人の班体制で実施することとし、無線の携帯による緊急時の連絡体制の確保に努める。クマを発見し、発砲する際は、従事者と矢先の安全確保を徹底し、射手のほかに監視役を配置して発砲後の対象個体の動きを双眼鏡等で追跡する。発砲後、クマが動かなくなった場合、その死亡確認の際には、ドローンが使用可能な状況においては、ドローンによる確認を行ったうえで捕獲個体に接近する。

捕獲個体を山中から運び出す際には、滑落や転倒が発生しないよう、ルートを事前に確認し、従事者間で共有する。

3 捕獲個体の回収、処分方法

捕獲個体は放置せず法令に従い、適正に処理する。捕獲個体の処理方法は、発注者が受託者と調整の上、指示する。

4 捕獲情報の収集

受託者から捕獲個体の写真を証拠として収集する。性齢クラスなど個体情報を収集する。毎日作成した作業日報を収集する。

5 生息状況の把握

受託者は発注者が定めた出猟カレンダー調査票により、狩猟メッシュ単位の出猟人数、目撃頭数、捕獲頭数を毎日記録し、クマの生息状況の把握に努め、県が行う個体数推定に必要な情報を提供する。

6 評価

捕獲事業終了後、出猟カレンダー調査票から算出した捕獲効率、努力量等や目標頭数の達成割合から事業の評価を行う。

・管理強化区域におけるわな猟

1 事前調査

事業の受託者は、の設置場所を市が把握している過去のクマの出没情報を参考に、地域住民等の立ち入りが少なく、クマの痕跡等が認められる捕獲適地を市に報告する。

2 関係者との調整

実施場所や期間、注意点について、土地所有者や管理者、その他利害関係者と事前調整を行う。

3 捕獲等の実施

捕獲を実施するときは、法に基づき標識を設置するとともに、注意看板を設置する。

エサは主に蜂蜜を使用し、錯誤捕獲の防止に努める。

見回りは毎日実施し、クマの誘引状況や捕獲状況を確認する。

捕獲従事者は、原則2名以上で捕獲活動にあたる。止め刺し時には、はこわなを安全な場所へ移動して対応する。

4 安全管理

○地域住民等第三者の安全確保

捕獲を行う際には、近隣集落に対し周知および看板の設置を行う。

○捕獲従事者の安全確保

止め刺しは安全確保のため複数人で実施する。発砲する際は、矢先の安全確保を徹底し、射手のほかに監視役を配置して発砲後の対象個体の動きを確認する。

5 捕獲個体の回収、処分方法

捕獲個体は放置せず法令に従い、適正に処理する。捕獲個体の処理方法は、発注者が受託者と調整の上、指示する。

6 捕獲情報の収集

受託者から捕獲個体の写真を証拠として収集する。性齢クラスなど個体情報を収集する。毎日見回り結果等をまとめ実績報告として提出する。

7 錯誤捕獲の場合の対応

万が一クマ以外の獣が捕獲された場合は放獣する。ただし、イノシシ又はニホンジカが捕獲された場合は別途有害捕獲許可に基づき 5 の処理方法と同様の方法を取り、適切に処分する。

8 評価

捕獲事業終了後、捕獲実績に基づき目標頭数の達成割合から事業の評価を行う。

(注) 事前調査の実施、関係者との調整、捕獲等の実施、安全管理、捕獲等をした個体の回収・処分方法（廃棄物としての適切な処理方法及び食肉等としての利活用をする予定がある場合はその旨）、錯誤捕獲への対応方針（わな猟の場合）、捕獲情報の収集、評価等、作業手順について、想定される内容を記載する。

7 個体数調整の実施体制

1 事業実施主体

大野市

2 実施方法

業務委託

3 委託の範囲

ツキノワグマの捕獲一式

4 想定委託先

福井県猟友会大野支部

5 結果の把握及び評価

受託者が収集した捕獲情報、目撃効率等の情報を福井県に報告し、県および県の特定鳥獣管理計画検討委員の意見を踏まえ事業評価を行い、次年度の大野市ツキノワグマ個体数調整捕獲計画に反映させる。

(注) 事業の実施主体として、市町の機関名を記載する。さらに、個体数調整を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の範囲と、想定される委託先があれば記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8 住民の安全を確保し、または指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

事業管理責任者は、安全管理を徹底するよう責務を全うする。現場監督者及び捕獲従事者も意思疎通を密に行い、作業実施日の現場の状況について十分に把握する。また、関係機関へ作業日時やその範囲の周知など、情報共有を徹底する。捕獲作業中は、実施場所の要所に人目に付くように注意喚起の看板を設置する。

(注) 住民の安全の確保のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

発砲する場合は、発砲回数を必要最小限にするなど、静穏の保持に配慮する。

9 その他個体数調整を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に加え、管理業務の遂行にあたって関連する銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、電波法、自然公園法、自然環境保全法、森林法等関係法令を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

安全で効率的な捕獲等事業を推進するために、受託者に対し、発注者が安全面からの指導を徹底する。事業実施に際しては、集合時に概要やスケジュール、注意事項を説明し、地域住民や捕獲従事者の安全確保、危険回避を含めた安全管理を徹底する。日々の捕獲作業においては、発注者と受託者で密に連絡を取り合う体制をとり、緊急時に備える。

(3) 地域社会への配慮

必要に応じて、本事業の目的や必要性に関する理解の促進を図る。地元住民から説明を求められた際は、迅速に対応し情報の周知や普及啓発に努める。また、地元住民の生活への影響を最低限にするために、車両の通行や駐車、行動等に十分に注意して事業に従事する。



